

# 特定小規模施設用自動火災報知設備点検要領

※ 主に関係者自らが点検を行うことが可能なものは、自動試験機能付き無線型連動方式となります。

これ以外の場合は、特殊な器具等や専門知識が必要となる場合がありますので、消防設備士や消防設備点検資格者に点検を依頼することが望ましいです。

※ 点検を実施する際は、設置している特定小規模施設用自動火災報知設備の「取扱説明書」を参考にして下さい。

※ 自動試験機能を有していますので、感知器に何か異常（感知不良、電池の寿命が近づく、通信不良）があれば警報音が鳴ります。その都度、内容を確認し適正な対応をとって下さい。

点検要領は以下を参考にして下さい。  
併せて、点検票記載例をご覧ください。



## 目視により点検する事項

- 外形**  
変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないか
- 未警戒部分**  
感知器が設置されていない区画（間仕切りなどで区切られた場所）がないか（※）
- 感知区域**  
設置区域に適合した感知器の種類及び必要個数が設置されているか（※）
- 適応性**  
設置場所に適応する感知器が設置されているか（※）
- 機能障害**  
塗装等がされていないこと、模様替えや障害物により煙や熱の流動を妨げるものはないか

（※）印の項目は、設置時と同じ使用形態であれば、基本的に不備はありません。



テストボタンは「警報停止」と記載されている場合もあります

## テストボタンを押し（約3秒）点検する事項

- 6 鳴動方式
- 7 連動機能
- 8 無線機能

※6、7、8は、全ての感知器が連動して一斉に鳴動しているか点検します。

## 不良個所の改修

点検の結果、不良個所があった場合は、消防設備士又は消防設備点検資格者に相談し、不良個所の改修、交換、増設などを行うことをお勧めします。

なお、改修、交換、増設などを行う場合は、別に届出が必要となる場合があります。